

個人町県民税

- Q . 私は、パートタイマーとして働いています。パートの場合、年間収入が103万円以下ならば非課税と聞いたのですが、町県民税の通知がきました。なぜですか？
- A . 所得税（国税）と町県民税（地方税）とでは、所得の計算は同じですが、控除の種類・金額が異なります。町県民税のほうが控除額は低くなっており、その分だけ課税所得額が高くなります。また、町県民税の場合は一定の所得があれば課税される均等割が所得税が非課税の場合でも住民税が課税される場合があります。
- Q . 私は税務署に行くと、所得税はかからないから申告は不要ですといわれました。町・県民税の申告もしなくていいのでは？
- A . 税務署への確定申告の必要がない場合でも、前年中の所得の有無にかかわらず町・県民税の申告は必要です。申告をされていないと「所得証明書」の交付が受けられなかったり、国民健康保険税の加入者の場合、軽減の措置が受けられなくなります。
- Q . 私の夫は、平成22年2月に死亡しましたが、6月に平成22年度の納税通知書が送られてきました。本人が亡くなくても住民税は納付しなければなりませんか？
- A . 住民税は毎年1月1日現在、南小国町に住所を有する方の前年中の所得に対して課税されます。従って1月2日以後死亡された場合でも課税され、相続される方が納税義務を引き継いでいただくこととなります。
- Q . 私は、9月に南小国町から熊本市に引越しました。南小国町に第1期分（6月末納期限）と第2期分（8月末納期限）を納付しましたが、3期以降の税金はどこに納付すればいいのでしょうか？
- A . 住民税は、その年の1月1日現在の住所地で1年間の税額を納付することになっています。従って3期以降の税金も南小国町に納めていただくこととなります。（その年は、住民税が熊本市から課税されることはありません。）